適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（旧震災特例法令19）

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第155号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第19条第26項（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第63条第10項において準用する場合を含みます。）の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額	円

取得する予定の買換資産の内容					
	種類				
	構造				
	規模 (土地等にあってはその面積)				
	取得価額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・　・	・　・	・　・	・　・

(やむを得ない事情の詳細)

認定を受けようとする日	年　　月　　日

(その他参考となるべき事項)

（規格A4）

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

06.06 改正

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（旧震災特例法令19）の記載要領等

1　この申請書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第155号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「令和６年旧震災特例法令」といいます。）第19条第26項（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号。以下「令和２年改正令」といいます。）附則第63条第10項において準用する場合を含みます。）の規定により令和６年旧震災特例法令第19条第25項各号又は令和２年改正令附則第63条第９項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和６年旧震災特例法」といいます。）第19条第３項に規定するやむを得ない事情が生じたため、令和６年旧震災特例法第20条第７項の法人が令和６年旧震災特例法令第19条第25項各号又は令和２年改正令附則第63条第９項各号に定める期間内に令和６年旧震災特例法第19条第１項又は令和２年旧震災特例法第27条第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請するときに、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後２月以内に提出してください。

3　この申請書は、納税地を所轄する税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

4　申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(1)　「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における令和６年旧震災特例法第20条第４項又は令和２年旧震災特例法第28条第５項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。

(2)　「取得する予定の買換資産の内容」の各欄

イ　「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。

ロ　「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。

ハ　「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。

ニ　「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。

ホ　「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。

(3)　「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に令和６年旧震災特例法第19条第１項又は令和２年旧震災特例法第27条第１項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。

(4)　「認定を受けようとする日」欄には、令和６年旧震災特例法令第19条第25項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。